

純粹私的整理手続における金融債権者に対する弁済猶予の要請の 支払停止該当性について

～大阪地裁平成29年3月22日判決を契機として～

山内 邦昭
Kuniaki Yamauchi

PROFILEはこちら



第1 事案の概要

大阪地裁平成29年3月22日判決は、債務者Xが金融機関Yに対して預金の払戻しを請求した事案です。

XはYから融資を受けていたところ(保証協会の保証付)、経営が苦しくなったため、取引金融機関(5社)を集めてバンクミーティングを開催し、「事業再建計画」を提示して借入債務の元本の弁済猶予を申し入れました。かかるXの行為が、銀行取引約定書にいう「支払の停止」にあたるものとして、YはXの普通・当座・定期預金を拘束し、その後、預金と貸金を相殺しました。かかる相殺が認められるかどうかが問題になりました。

なお、事業再建計画の内容は以下のとおりです。

- ・いわゆる第二会社方式、すなわちスポンサーが新規設立する完全子会社への事業譲渡。
- ・Xは事業譲渡後、特別清算を申立て。金融機関に対する弁済は、特別清算手続で実施。

第2 裁判所の判断

裁判所は、概要、以下のとおり判断し、バンクミーティングにおける弁済猶予の要請は、「支払の停止」にあたりと判断しました(かぎ括弧内は判旨の引用。)

- ・銀行取引約定書にいう支払の停止とは、破産法等にいう支払停止と同義である。
- ・「債務者が返済猶予を求めるとともに、実現蓋然性の高い事業再建計画が示された場合には、同計画が実現に至った場合には、債務者の資力回復が見込め、支払不能を脱する可能性があるために支払停止にあたらないと解する余地はある。しかし、(中略)本件事業再建計画は、(中略)本件金融

債権者らからみれば、単に、原告の清算方法の提案に過ぎず、これによって、原告が支払不能を脱するというものではない。」(下線は筆者)

・「(中略)原告に対する主要取引先であるFグループや主要行であるB信用金庫は、本件バンクミーティングに先立ち本件事業再建計画に協力をしていることや、被告を除く本件金融債権者らは、本件事業譲渡の実行日を経過するまでは、原告に対する債権の一括弁済を求めたりしていないことが認められる」ものの、やはり支払停止ではないとはいえない。

第3 考察

本件裁判例の判断によれば、ある金融機関1社の預金拘束(及び相殺)が認められる一方、あえて預金拘束しなかった銀行との間で不公平が生じ、ひいてはその後の手続の過程で他の金融機関からも預金拘束を受け、再建の支障になる可能性を孕んでいたといえます。本件裁判例は、純粹私的整理(公正中立な第三者の関与を経ず、当事者のみで債務整理を行う私的整理)に関するものですが、上記判断が準則型私的整理手続にも該当するのかどうかについては、判旨からは必ずしも明らかではありません。ただし、準則型私的整理手続の中でも、事業再生ADR手続においては、金融機関に対する一時停止通知の発出は、実務ないし裁判例(東京地裁平成23年11月24日判決等)において、支払停止に該当しないと解されています。

学説等においては、債権者に債権を支払えない旨を表明したとしても支払停止には該当しない場合を認める解釈を模索する説¹も唱えられており、本件裁判例においても、この点について目配りがされています(上記下線部ご参照)。ただ、

1:例えば、伊藤真説(「債務免除等要請行為と支払停止概念」NBL670号15頁)や、上記裁判例で引用された最高裁昭和60年2月14日判決と同じく、支払停止の意義が問題となった最高裁平成24年10月19日判決の須藤正彦裁判官補足意見など。

どのような場合に、判旨にいう「実現蓋然性の高い事業再建計画が示された場合」に当たるのかは、明らかではなく、今後の実務・裁判例の集積が待たれるところです²。この点、上記東京地裁平成23年11月24日判決（更生債権等査定申立て事件）は、事業再生ADRによって再建を図った企業が、当該手続を取り下げ、会社更生手続に移行した後、事業再生ADR利用申請前後（更生手続開始申立て前）の担保権の設定等が否認権の行使対象になるかどうかの問題となった事案ですが、東京地裁（民事第8部）は、前掲の学説に近い解釈を提示した後、「更生会社らは、事業再生ADRにおける事業再建を図ることを前提として専門家に事業再生計画の策定を依頼し、近く事業再生ADR手続の利用申請をすることを予定した上で、申立人（筆者注：金融機関）にはその内容等を説明したものであるから」支払停止には当たらないと判示しているのみであり、事業再生計画の内容やこれに対する金融機関らの意思を特に詳細に吟味することなく支払停止該当性を否定しており、上記の点について如何に考えるべきかについては必ずしも明らかではありません。

また、本件裁判例はいわゆる第二会社方式による事業再生スキームについて判断したものであり、かかるスキームは実務上も頻繁に見受けられるものです。この点、本件裁判例で

は、かかる第二会社方式一般に妥当するかのような判示の下で支払停止該当性を肯定しています。本件裁判例がどこまでの射程を意識したのかは判旨から明らかではありませんが、上記のような第二会社方式の重要性に照らし何らかの制限的解釈が試みられるべきとの見解（例えば、金融法務事情2094号6頁）もある一方、金融機関の立場からすれば、本件裁判例の事案のような純粋私的整理の下での事業譲渡＋特別清算（あるいは破産）という方式では、（本件裁判例がいうとおり）会社の清算の一環ともいいうる事業譲渡の実行について事前に自らの賛否の意思を介在させるフェーズがなく、問題であるという考え方もあり得るでしょう。この点もまた、今後の議論が俟たれます。

第4 終わりに

本件裁判例と類似の事案では、弁済猶予の申入れが支払停止に該当するとして金融機関の預金拘束及び相殺が認められる可能性があります。さらに進んで、かかる対応をも踏まえ、事業再生計画案において、債権者間の実質的衡平を図ることも検討すべきポイントとなるように思われます。あくまでも事例判断ですが、興味深い裁判例といえるでしょう。

2:この点、本件裁判例でも認定されているとおり、Xの主要取引先であるFグループや主要行であるB信用金庫は、本件バンクミーティングに先立ち本件事業再建計画に協力しており、Yを除く金融債権者らも、Xに対する債権の一括弁済を求めたりはしていません。また、最終的に、Xに係る特別清算手続においても、Xの取引金融機関は結局、棄権1社を除き全員賛成（預金拘束等を主導したA信用保証協会を含む。）の上、協定案が可決されています。このような事情について、どこまでが事後的に「実現蓋然性の高い事業再建計画」（なお、「実現蓋然性が高い」という限りでよく、実現することが確実であることまでは要求されていない点がポイントでしょう。）であるとの判断要素にされるのかどうかは、今後検討すべき点だと思われ（本件裁判例においては、少なくとも前者は排斥されています。）。